

第2回福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会

日 時：令和4年10月28日（金）9：30～

会 場：教育委員会会議室

1 開会

2 指導部長挨拶

3 議題

(1) 福岡市子ども読書活動推進計画（第4次）の素案について

4 閉会

配布資料：

<資料1>福岡市子ども読書活動推進計画（第4次）素案

<資料2>福岡市子ども読書活動推進計画（第4次）体系図

福岡市子ども読書活動 推進計画

(第4次)

素 案

福岡市教育委員会

はじめに

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものとし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないもの」です。（「子どもの読書活動の推進に関する法律」より）

福岡市においては、平成17年に「福岡市子ども読書活動推進計画」を、平成23年に「福岡市子ども読書活動推進計画（第2次）」、さらに平成29年に「福岡市子ども読書活動推進計画（第3次）」を策定し、学校・家庭・地域・図書館を中心に、関係機関や団体と連携しながら、創意ある取組みを推進してまいりました。

その結果、①いつでもどこでも自分から読書に親しめる環境づくり、②大人も子どもも読書に親しめる機会づくり、③子どもの読書活動を支える人材づくり、④発達段階に応じた子どもと本とメディアのよい関係づくり、⑤市民全体として子どもの読書活動を支えるしくみづくり、の5つの基本目標ごとに確かな成果が上がっています。一方で、子どもたちの状況に目を転じると、急激なメディアの普及に伴う「読書習慣や語彙力の欠如」など、憂うべき課題もみられます。

こうした中、市長部局との連携のもと、これまでの取組みの成果と課題を踏まえ、きたる6年間を展望して、「福岡市子ども読書活動推進計画（第4次）」を策定いたしました。

今後この推進計画に基づき、「広げよう 子ども達の世界 共につくろう ことば輝くまち」を掲げ、子どもたちが心豊かに生きていくために、自ら読書を楽しみながら、人との関わりの中で読書の楽しみを広げ、ことば輝く本の世界を共につくることを目指して、子どもの読書活動を推進していきます。関係各位のいっそうのご理解とご支援をお願いいたします。

結びに、推進計画の策定にあたり、貴重なご意見をたまわりました「福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会」の委員の皆様、パブリック・コメントにてご意見をお寄せいただきました市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和4年3月
福岡市教育委員会

目 次

第1章 計 画 総 論

1	計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	国及び本市の動向など・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	第3次計画における取組みの成果と課題・・・・・・・・	6
4	数値目標達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・	12
2	計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	13
1	計画の目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・	13
2	計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・	14
3	計画の位置づけと性格・・・・・・・・・・・・・・・・	14
4	計画の3つの取り組み分野・・・・・・・・・・・・・・・・	15
5	計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・	18
6	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	18
7	福岡市子ども読書活動推進計画（第4次）体系図・・・・・・・・	19
8	重点的に取り組む施策・・・・・・・・・・・・・・・・	21
9	数値目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・	24
10	計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	① 子ども読書活動を推進するために体制を強化	
	② 関係機関等との連携	
	③ 地域ボランティア等との共働	

第2章 計 画 各 論

1	子ども読書活動推進の取り組み・・・・・・・・	26
(1)	家庭・地域における読書活動の推進・・・・・・・・	26
	施策一覧	
(2)	学校における読書活動の推進・・・・・・・・	30
	施策一覧	
(3)	図書館における読書活動の推進・・・・・・・・	34
	施策一覧	
(4)	家庭・地域、学校、図書館の連携による読書活動の推進・・・・・・・・	38
	施策一覧	

【用語解説】	41
--------	----

【資料編】	45
-------	----

- 福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱
- 福岡市子ども読書活動推進計画（第4次）策定の経過
- 国民読書年に関する決議（平成20年6月6日）
- 子どもの読書活動の推進に関する法律

第 1 章

計 画 総 論

1 計画の策定にあたって

1 計画策定の意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く「生きる力」を身につけるために欠くことのできないものです。

あらゆる場所でICTの活用が日常のものとなった社会の中で生活する現代の子どもたちは、幼いころから情報通信機器（以下「メディア」）に触れ、その利用は、年齢が上がるにつれて長時間になっています。それらの生活環境は、コミュニケーションの取り方にも影響を及ぼし、人間関係面で様々な問題を生じさせる要因の一つになっている一方で、メディアを利用して読書を行う電子書籍の利用も増えています。

読書に関しては、学年が上がるにつれ1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合が増えるなど、読書離れの傾向が伺え、読解力の形成に対する影響も懸念されています。

このような状況の中で、子どもの読書活動を推進していくためには、乳幼児期から児童・生徒期まで、年齢や発達段階に応じて、子どもの琴線に触れる書籍と出会える環境を、保護者や周りの大人たちが積極的に構築するとともに、子ども達がメディアの利用の在り方に関する啓発を含め、社会全体で子どもの自主的な読書活動を支援する取組みを行うことが必要です。

福岡市においては、平成17年に「福岡市子ども読書活動推進計画（第1次）」平成23年に第2次計画、さらに平成29年に第3次計画を策定し、家庭・地域、学校、図書館、関係団体、それぞれが密接に連携・協力し、様々な事業に取り組んできました。第3次計画の策定から5年が経過した今、上記のような子どもを取り巻く状況の変化を考慮しつつ、これまでの取組みの成果と課題を踏まえ、家庭、地域、学校、図書館等が連携しながら、子どもの読書活動のさらなる推進を目指して、「福岡市子ども読書活動推進計画（第4次）」（以下「計画」という。）を策定します。

2 国及び本市の動向など

<国の動向>

(1) 「子ども読書活動の推進に関する施策についての計画」の制定

国は子どもの読書活動を支援するために平成 11 年 8 月に、平成 12 年を「子ども読書年」とする決議を行い、取組みをさらに進めていくために平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにするとともに、4 月 23 日を「子ども読書の日」と定めました。

この法律に基づき、平成 14 年 8 月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されたことを受け、各地方自治体でも「子ども読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定し、子どもの読書活動を社会全体で支える環境整備に取り組みました。

平成 14 年に策定された国の基本的な計画は、平成 20 年 3 月に第 2 次計画、平成 25 年 5 月に第 3 次計画、さらに、平成 30 年 4 月に第 4 次計画が策定され現在に至っています。

第 4 次計画では、「1. 読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進」「2. 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実」「3. 情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析」の 3 つの基本的方針に基づく取組みを通じ、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、その推進を図ることとしています。

(2) 学習指導要領の改訂

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成 28 年 12 月 21 日）においては、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上が求められるとともに、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められています。

この答申を踏まえ、学習指導要領等が改訂され、平成 29 年 3 月 31 日に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領、平成 30 年 3 月 30 日に高等学校学習指導要領が公示されています。小学校、中学校及び高等学校においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校

図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されています。また、幼稚園では、引き続き幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等が明記されています。

(3)「国民読書年」の制定

平成 20 年 6 月の国会において「国民読書年に関する決議」が採択され、平成 22 年を「国民読書年」とすることが制定されました。国民読書年には、読書のまちづくりの広がりや様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識を高めるため政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることが宣言されました。

(4)「学校図書館法」の一部改正

平成 26 年 6 月に、「学校図書館法」の一部が改正されました。学校教育において、児童生徒の確かな学力の育成には、言語活動や探究的な学習の充実が必要であると同時に、読書活動等を通じて児童生徒の豊かな人間性を形成していくことが求められており、これらの活動を充実するために、学校図書館が利活用できる整備の重要性が明記されました。

具体的には、学校に司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の一層の利用を促すため、学校司書の配置や研修について努めることが盛り込まれました。

(5)「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)の制定

令和元年 6 月に、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現」を目的とし、国や自治体に、視覚障害者等の読書環境を整備する責務を定めています。

＜本市の動向＞

(1) 「第9次福岡市基本計画 第3次実施計画」の策定

平成24年12月、福岡市では「第9次福岡市基本計画」（計画期間：平成25年度から令和4年度）を策定し、その分野別目標「目標1：一人ひとりが心豊かに暮らし、元気に輝いている」で「自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成」を施策として掲げるとともに、令和3年6月に策定した「政策推進プラン（第9次福岡市基本計画 第3次実施計画）」において、「読書活動の推進」を主要事業として位置づけています。

(2) 「第5次福岡市子ども総合計画」の策定

平成12年に策定した「福岡市子ども総合計画」は、平成17年に「次世代育成支援福岡市行動計画」として見直し、その中に「子どもの読書活動の推進」を掲げました。その後、平成22年3月に策定した「新・福岡市子ども総合計画」には、「ことばの教育による豊かな心の育成等を推進すること」を明記しています。平成27年3月の改訂では「読書活動の推進」を「さまざまな体験活動の充実」の施策の一つとし、令和2年3月の改訂でも引き続き位置付け、「読書活動の推進」を子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭、地域、学校、図書館が連携し読書活動への理解と関心を高める取組みを進めることとしています。

(3) 「第2次福岡市教育振興基本計画」の策定

平成12年7月に策定した「教育改革プログラム」の成果と課題を踏まえ、平成21年6月に学校・家庭・地域が一体となって子どもを共に育むために「新しいふくおか教育計画」を策定し、学校だけでなく家庭、地域・企業等が一体となって多様な教育課題を克服し、福岡市の教育目標を達成するために様々な施策に取り組んできました。引き続き、社会全体で子どもたちをよりよく育ていくため、これからの福岡市の教育の道筋を示す指針として「第2次福岡市教育振興基本計画」を策定しました。

この計画では、目指す子どもの姿を「やさしさとたくましさを持ち ともに学び未来を創り出す子ども」とし、これを実現するための具体的な教育内容として読書に関する施策は、引き続き「豊かな心の育成」の中に重点施策として位置づけ、子どもの読書活動のさらなる充実に向けて取り組んでいます。

3 第3次計画における取組みの成果と課題

平成29年度から第3次計画に基づき、様々な事業に取り組んできたところですが、令和4年3月までの5年間を振り返り、その成果と課題を第3次計画が掲げる5つの基本目標ごとにまとめました。

① いつでもどこでも自分から読書に親しめる環境づくり

<成果>

就学前児童及びその保護者を対象に、継続的に絵本に触れられる環境づくりとして「スタンダード文庫事業」をすすめました。第3次計画では、各公民館に配置した約100冊の文庫を活用して読み聞かせの会等行うことができました。

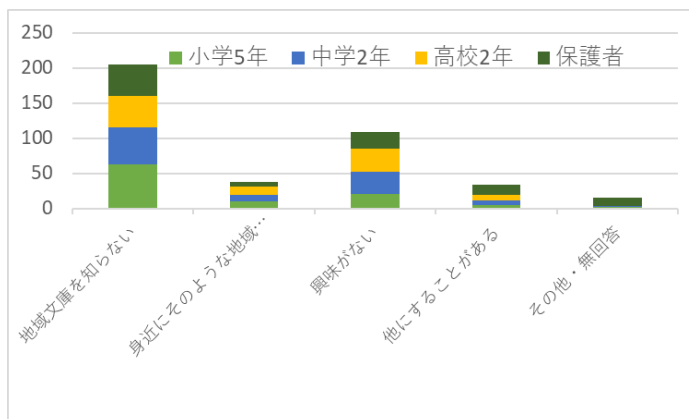
総合図書館においても児童図書蔵書数が増加し、また市の施設（美術館、アジア美術館、博物館、科学館、子どもプラザ、中央児童会館、背振少年自然の家、海の中道青少年海の家、市民福祉プラザ、人権のまちづくり館）においても図書コーナーを設け、その施設の特徴にあった児童向けの本を配置する、展示会と関連させた図書の紹介など、各施設が工夫して子どもたちの身近に読みたい本がある環境を整えました。

また、各学校に配置されている学校司書により、蔵書の整理、季節を感じられる図書室の環境の整備を行うことができました。

<課題>

地域における読書活動の拠点である公民館や地域文庫について、その存在を知らない子ども、保護者がいます。令和3年度に実施した「子どもの読書活動に関する意識調査（以下「意識調査」という。）」では、来所経験がない子ども・保護者の理由として「地域文庫を知らない」との回答が最も多く、公民館の文庫等をはじめ、地域の図書情報を広く周知に努める必要があります。

○地域文庫に来所しない理由



資料：R3 子どもの読書活動に関する意識調査

総合図書館の図書の郵送サービスについても、利用の促進を図るため効果的な周

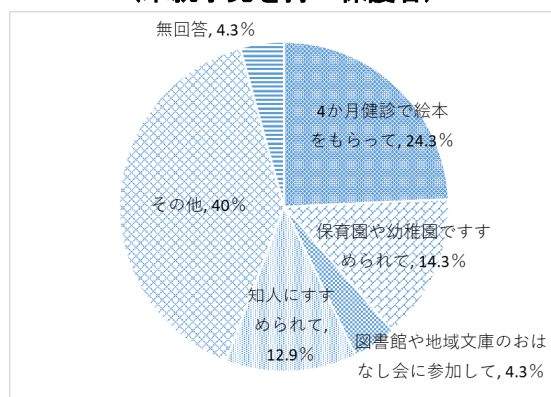
知を行うとともに、学校や様々な施設においても読書環境の充実を図る必要があります。

② 大人も子どもも読書に親しめる機会づくり

＜成果＞

乳幼児期における家庭での読み聞かせは、子どもの読書習慣を身に付ける上で重要です。4 か月児健診の対象者に絵本を配布し、親子が相互に語りかけることの大切さ、楽しさ等を伝えるブックスタート事業を第3次計画でも継続して実施しました。意識調査において、就学前保護者に関して、「読み聞かせを始めたきっかけ」は「4 か月児健診で絵本をもらって」が24.3%と最も多く、ブックスタート事業の効果が表れています。

○読み聞かせを始めたきっかけ (未就学児を持つ保護者)



資料：R3 子どもの読書活動に関する意識調査

また、「その他」(40%)を選んでいる理由として「自分が読み聞かせをしてもらっていたから」など保護者の子どもの頃の経験が子どもへの読み聞かせのきっかけとなっています。意識調査によると、「本の読み聞かせを好き」と感じている子どもの割合が、小学生、中学生、高校生いずれにおいても前回調査より増加しています。

総合図書館や市内の10の分館では、ヤングアダルト(12歳から18歳)向けのコーナーを設置し、推薦図書の展示、「ヤングアダルトブックリスト」の作成・配布等を行いました。

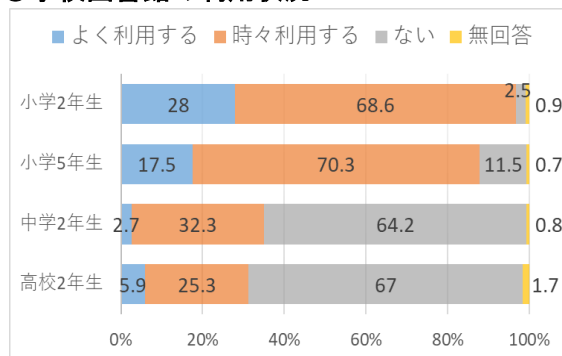
「福岡市子ども読書フォーラム」は、子どもから大人まで市内全域から幅広い年齢層の市民が参加しており、さまざまな絵本の紹介、読み聞かせやおはなし会の実演、中学生・高校生によるイベントを通して、読書の楽しさを伝える場となりました。

第3次計画においては、コロナ禍によって、市の施設、図書館等での講座、読み聞かせの機会等が減少しており、中止したイベントもありました

＜課題＞

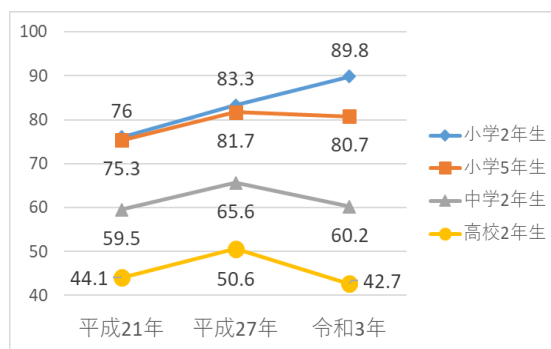
学校図書館の利用に関する意識調査では、中学生以降大きく低下しています。また、「1か月に1冊以上本を読む」子どもの割合も、学年が上がるにつれ、低下する傾向にあります。子どもたちにとって最も身近な学校図書館を利用したくなるように、各学校での教育活動の中で、読書の楽しさを共有する機会、読書の楽しみ方を知る機会等をつくりつつ、乳幼児期、児童期、生徒期など年齢や発達段階に応じた読書機会として家庭や地域でも継続した取り組みを行う必要があります。

○学校図書館の利用状況



資料：R3 子どもの読書活動に関する意識調査

○1か月に1冊以上本を読む割合の推移



資料：R3 子どもの読書活動に関する意識調査

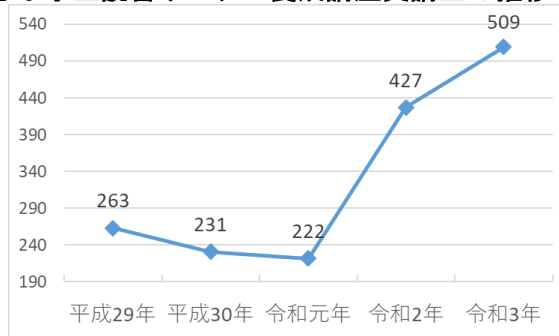
③ 子どもの読書活動を支える人材づくり

＜成果＞

公民館を中心に地域で活動する読書ボランティアや公民館職員を対象にした交流会を開催し、地域の読書活動などについて情報交換を行い、読書ボランティアと公民館が連携する機会を提供しました。

また、総合図書館では「読書活動ボランティア講座」を実施し、第3次計画では、平成29年度から令和2年度までに延べ約1,700名が受講しました。（コロナ禍によって令和2年度はストーリーテリングコースを中止、令和3年度は両コース中止。）初心者コースは絵本の読み聞かせ、経験者コースはストーリーテリングを中心に、ボランティア活動を始めるきっかけづくりや、地域文庫活動の一助になっており、読書ボランティアの資質向上につながっています。

○小学生読書リーダー養成講座受講生の推移



資料：R4 図書館要覧

また、小学生を対象に毎年「小学生読書リーダー養成講座」を実施しました。年々認定者数は増加しており、認定を受けた読書リーダーは、本を紹介するポップの作り方や、絵本の読み聞かせ等を学び、学習した内容を生かして、それぞれの学校図書館で主体的に読書活動に関わることができています。コロナ禍となり、各学校で動画による講座配信をもとに受講する方法に変更し、令和2年度より受講者が増えています。平成29年度から令和3年度までで、1652名の読書リーダーが認定されています。

司書教諭や図書館教育担当者、学校司書を対象に「学校図書館教育担当者連絡会」を開催し、学校図書館での実践発表や学校司書と学校図書館担当者との情報交換を実施しています。このことにより、司書教諭や学校司書をはじめとする、読書活動を支援する人材の育成につながり、学校の教育課程での読書活動と並行して行う学校図書館の展示や本の紹介、図書館の本を利用した朝の読み聞かせの実施など、学校図書館の活性化に結びつきました。

<課題>

学校における読書活動を推進するため、児童生徒に接する教員が自ら、読書活動の重要性を学習し、子どもたちに読書の重要性・楽しさを伝えていくことがもめられており、そのための研修の充実が必要です。

また、主体的な読書活動につながっている「小学生読書リーダー」のように、中学校等においても読書リーダーを育成することで、中学校でも幅広い主体的な読書活動の展開が期待されます。

総合図書館の「読書活動ボランティア講座」を継続して実施し、ボランティア人材を育成するとともに、読書ボランティアが学校や公民館を中心とした地域などで活動できるようにコロナ禍によって減ってしまった読み聞かせの場をつくっていくことが必要です。

④ 発達段階に応じた子どもと本とメディアのよい関係づくり

<成果>

メディアが子どもたちの生活に急激に普及している現状を踏まえ、中学校進学時に新中学1年生の保護者に対して、メディア啓発チラシを配布しました。また、要請に応じて中学校入学説明会の際に講師を派遣し、学習会を実施するなど、家庭に対する啓発も行うことができました。（コロナ禍以降未実施）これにより、メディア使用のルールづくりの重要性について、保護者等への啓発を推進しました。

また、福岡市独自に制定している「福岡市子どもと本の日」（毎月 23 日）の周知に努め、「本の日通信」のホームページでの配信や、学校への配布等により、市民の「福岡市子どもと本の日」の認知度は上昇しました。

映画配給会社と共働して「共読」ポスターを作成し、学校や図書館等に配布し、人目に付きやすい映画等の情報の活用による「共読」の推進に努めました。

令和 3 年 3 月に電子図書館を開館し、子ども向けの電子書籍も収集し、提供しています。また電子図書館を活用してヤングアダルト向けの図書の紹介を行うことができました。

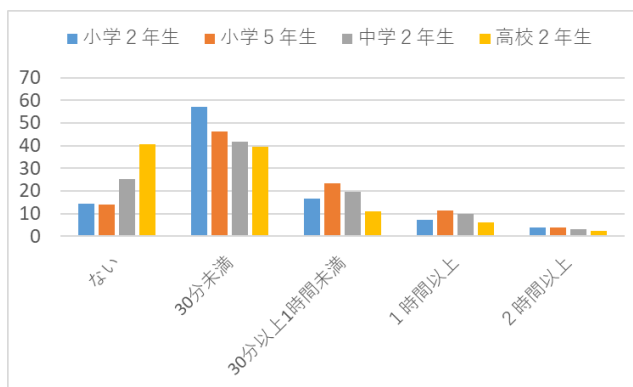
<課題>

前回調査と比べて、メディアの利用時間は小学 2 年生以外およそ 30 分長くなっています。これは子どもだけではなく、保護者においてもメディアの利用時間は長くなっています。

読み聞かせをはじめとするあらゆる機会を活用し、家庭・地域においても大人と子どもと一緒に読書を楽しむ「共読」を継続して啓発していくとともに、メディアのよさをいかして、子どもが本の魅力に気づき、読書の楽しみ方を知る取組みを継続して実施していく必要があります。

未就学期や低学年においては保護者等との「共読」の推進や、高学年においては電子書籍も視野にいたした読書活動の推進など、年齢や発達段階に応じた子どもとメディアと読書の関係づくりが必要です。

○平日での時間の使い方
(パソコンや携帯、スマートフォンを使う)



資料：R3 子どもの読書活動に関する意識調査

⑤ 市民全体として子どもの読書活動を支えるしくみづくり

<成果>

平成 17 年度から毎年開催している啓発イベントである「福岡市子ども読書フォーラム」については、学校図書館関係者、読書ボランティア、中学生・高校生、書店組合、総合図書館などと連携し、子どもから大人まで幅広い年齢層の市民が楽しめる内容で実施し、平成 29 年から令和元年度までの 3 年間でおよそ 1,751 名が来

場しました。コロナ禍によって、令和2年から中止となっており、今後実施方法の検討が必要です。

第3次計画の進捗を確実にするため、学識経験者や学校図書館関係者、読書活動ボランティアなどの外部委員と、行政組織で構成する「福岡市子ども読書活動推進会議」を設置し、定期的に計画の進捗状況の把握と検証を行い、課題の解決に努めました。

「学校図書館支援センター」が、学校からの学校図書館の運営や環境整備等に関する相談に助言・指導を行うとともに、学校の要請に応じて学習用図書の配送を行うなど、学校図書館の運営等の支援を進めました。

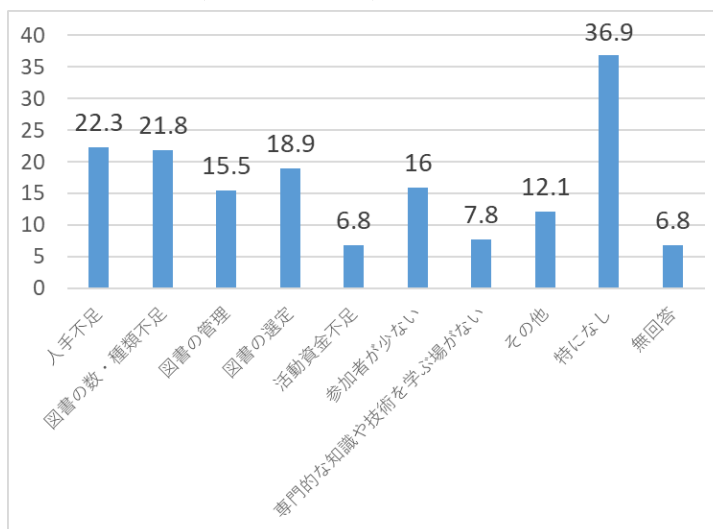
<課題>

地域において、公民館等は読書ボランティア等の支援を求めていることが、意識調査やアンケート調査で明らかになっています。

総合図書館で毎年実施している「読書活動ボランティア講座」への応募数は、毎回定員を超えており、読書活動を希望するボランティアが潜在していることから、ボランティア活動を希望する人材を地域ニーズに繋げるしくみづくりが求められています。

また、「子ども読書活動推進会議」における進捗状況の確認・検証をより具体的なものとするため、課題解決のための協議体制の強化を図る必要があります。

○活動をする上で困っていること
(地域で活動する読書活動団体の回答)

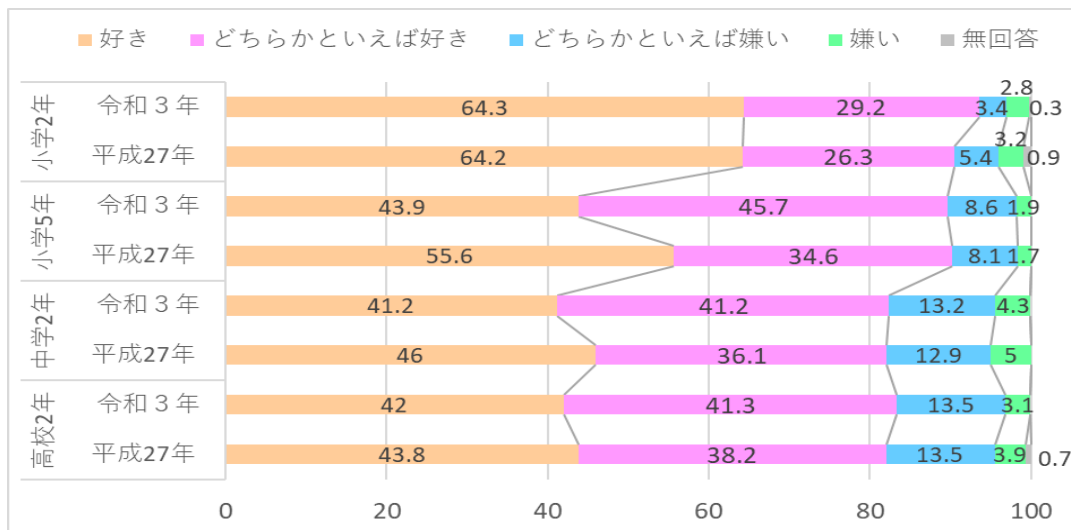


資料：R3 子どもの読書活動に関する意識調査

4 数値目標達成状況

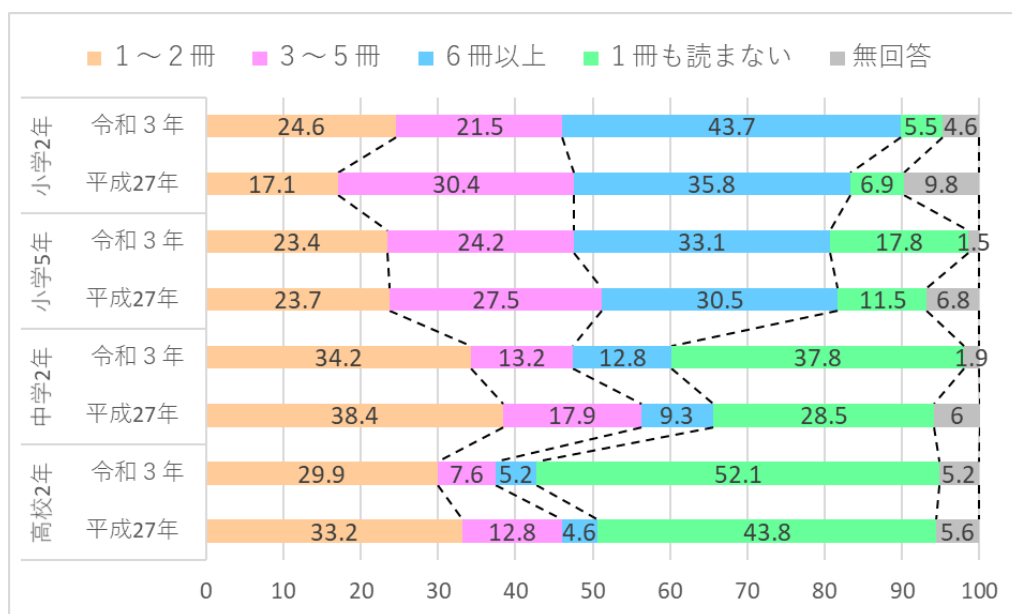
読書が好きな子どもの割合 90%以上 ⇒ **87.5% (前回比 1.3%増)**

令和3年度意識調査結果の 87.5%は、各学年の平均値であり、小学2年生では目標値 90%を達成していますが、小学5年生では 89.6%、中学2年生が 82.1%、高校2年生が 82.0%と、目標値を下回っています。中学2年生、高校2年生は前回調査よりわずかに増加しており、今後も中高生に向けた取組みは必要です。



1か月に本を1冊以上読む子どもの割合 5%増 ⇒ **1.2%減 (69.1%)**

各学年の結果は、小学2年生は 89.8%、小学5年生は 80.7%、中学2年生は 60.2%、高校2年生は 42.7%となっており、小学2年生は 6.5%増加と目標を達成していますが、各学年の平均値でみると 1.2%減少と目標を下回っています。



2 計画策定の基本的な考え方

1 計画の目指す姿

第2次福岡市教育振興基本計画では「やさしさとたくましさをもち ともに学び未来を創り出す子ども」の姿を目指しています。

変化の激しい社会の中において、子どもたちの他者を思いやるやさしさや、たくましく生きる力を持ち、多様性を認め、様々な人とともに学び、感性を豊かに働かせながら、よりよい人生や社会の在り方を考え、試行錯誤しながら問題を発見・解決し、新たな価値を創造していくことができる力をはぐくんでいくことが必要です。

同計画においては、子どもが進んで学校図書館に足を運び、学習に役立てるとともに、読書の楽しさを味わえるよう「読書・学習・情報」センターとしての機能を充実し、確かな学力の向上及び豊かな心の育成を図るなど、子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。

福岡市子ども読書活動推進計画（第3次）では、心豊かに生きていくために人と人をつなぐ「ことば」を大切にし、子どもたちがみんな、いつも輝いている福岡市を目指して、子どもが楽しい本の世界に触れることができるように子どもの読書活動を推進しました。

地域、学校、図書館など子どもたちの身近な場所に読みたい本がある環境を生かし、読書（本）の世界の魅力と子どもたちをつなぐという視点で、子どもが読書に親しめる環境づくりを行いました。学校で読書活動を支援する体制が充実し、学校図書館の活性化につながりました。また、あらゆる年齢層に対して読書に親しむ機会を提供することもできました。

一方、1か月に本を1冊以上読む子どもの割合が減少傾向であり、その要因を捉えた取組みの検討が必要です。近年、子どもたちに一人一台端末が整備されていること等を踏まえ、読書に関する様々な取組の状況等を情報共有の場として ICT を活用する等、ICT を活用した体制づくりを推進していく必要もあります。

第4次計画では、第3次計画の成果を活かすとともに、課題解決に向け、3つの分野で取組みの行政セクションを明確にし、次へのステージとして、自ら読書を楽しみながら、人との関わりの中で読書の楽しさを広げる読書活動を推進することとしました。

2 計画の基本目標

「～広げよう 子ども達の本の世界 共につくろう ことば輝くまち～」

子ども達が心豊かに生きていくために、自ら読書を楽しみながら、人との関わりの中で読書の楽しみを広げ、子どもと大人が共にことば輝く福岡市をつくることを目指して、子どもの読書活動を推進していきます。

(1) 自分から読書に親しめる環境づくり

すべての子どもが本を読みたいと思う時、身近なところに、読みたい本がある環境づくりを進めていきます。

(2) 自分から読書に親しめる機会づくり

すべての子どもが、保護者や身近な大人、友達なども一緒に読書を楽しめる催し等を開催し、子どもと大人が読書の楽しさを共有できる機会づくりを進めていきます。

(3) 子どもの読書活動を支える人材づくり

学校や図書館などで子どもに読み聞かせをしたり、図書の整備をしたりするボランティアや教員等子ども読書活動を支える人材の育成のための研修を充実させるなど、人材の育成と資質の向上に努めていきます。

(4) 子どもの読書活動を支えるしくみづくり

今まで以上に子どもの読書活動を推進していくために、市の関係機関や保護者、子どもに関わる団体などが一体となって取り組むしくみや課題解決を図るためのICTを活用した体制づくりなど共働のしくみづくりを進めていきます。

3 計画の位置づけと性格

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第9条第2項に定める、「市町村子ども読書活動推進計画」として策定するもので、本市における今後6年間の子どもの読書活動推進に関する基本的な考え方や施策の方向性について明らかにしています。

4 計画の3つの取り組み分野

計画の目標を実現するため、家庭、地域、学校等の生活・活動の場などに応じて、計画に3つの取組分野を設定することで関係する行政セクション等を明確にし、子どもの読書活動を推進するための取組みに努めます。

(1) 家庭・地域における読書活動の推進

家庭は、常に子どもの心の拠り所となるものであり、乳幼児期から家族との触れ合いを通して、子どもが基本的な生活習慣や人に対する信頼感、豊かな情操などを学んでいく場です。

また、子どもの「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するためには、あたたかい家庭や、家族との触れ合いを大切にしながら、多様な遊びや自然体験、社会体験など数多くの体験や機会をつくることが重要です。

しかしながら、近年、スマートフォンをはじめとするメディアの家庭への影響は非常に大きく、子どものメディア使用時間は長くなり、大人自身もメディア中心の生活になっている状況がみられ、親子が触れ合う時間や自然体験、社会体験の減少が危惧されています。また、経済的にも精神的にも厳しい状況に置かれた子どもの問題が取り上げられるなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、環境の変化が子どもの読書活動にも影響を与えていると考えられます。

これまで、家庭における子どもの読書活動を推進するために、ブックスタート事業等、家庭に絵本がある環境づくりを進めるとともに、保育園・幼稚園等で読み聞かせの重要性を保護者に啓発し、本と触れ合う機会を提供するなど、子どもがいつでもどこでも本と触れ合うことができる環境づくりを進めてきました。

また、地域は子どもがさまざまな世代の人と交流し、いろいろな活動や生活体験を通じて成長する場ですが、都市化が進み人間関係が希薄化するにつれ、地域のつながりや交流が減ってきているため、公民館や子どもプラザなどを中心に、子育てサークルや子育てサロンなどを開催する子育て支援の取組みが行われています。その中で、絵本を使った読み聞かせやおはなし会などを実施し、大人と一緒に本を読む楽しさを伝えてきました。また、公民館にはスタンダード文庫をはじめとする絵本等を配置した書架コーナーも設置されており、いつでも読みたい本がある身近な公共施設として活用されています。

この計画では、子ども読書活動の基礎となる家庭・地域の役割の重要性を改めて確認し、第3次計画の家庭・地域を中心に進めてきた取組みを継続して実施するとともに、地域のボランティアとの連携を充実し、子どもに本の楽しさや魅力を伝え、大人も子どもと一緒に読書を楽しめる取組みを推進していきます。

(2) 学校における読書活動の推進

本市では、令和2年3月に「第5次福岡市子ども総合計画」を策定し、その中で「子ども・若者の自立と社会参加」を目標とした施策として「子どもの居場所や体験機会の充実」をあげ、その中で「読書活動の推進」を位置付けています。また、令和元年に「第2次福岡市教育振興基本計画」を策定しましたが、その中でも読書に関する施策は引き続き重点施策として「豊かな心の育成」の中に位置づけています。

国においても、平成19年に学校教育法の中で「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基本的な能力を養うこと」が盛り込まれ、平成29年3月に改訂された学習指導要領では言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されています。

読書活動については、各学校において、各教科における調べ学習の充実等を進め、必要に応じて学校図書館を利用しています。また、読書活動の中心となる学校図書館は、学校長のリーダーシップのもと、司書教諭を中心に、学校司書、児童生徒、読書ボランティアなど多くの人が関わり運営しています。さらに、平成27年度に学校図書館支援センターを設置し、学校は学校図書館の環境整備や活用等についての助言指導を受けることができおり、学校図書館の活性化が進んでいます。

一方で、意識調査などから、学年が上がるにつれ本を読まない子どもが増加する傾向があること、学校図書館の利用率が下がる傾向にあることから、中高生に向け効果的な読書活動を推進していくことが課題だと考えています。

この計画では、課題解決を目指し、子どもの読書活動の実態を把握し取組みをすすめます。また、学校図書館支援センターを活用するとともに、学校図書館に関わる人材の育成を図り、「読書センター」「学習センター」「情報センター」の役割を持つ学校図書館の活性化を目指します。

今後も、子どもが主体的・意欲的に読書活動を進め「ことばの力」を伸ばし、豊かな心の育成と学力向上を図っていけるよう、読書活動を一層推進していきます。

(3) 図書館における読書活動の推進

本市では総合図書館を中心に 11 の分館があります。総合図書館には、こども図書館もあり、各図書館・分館で、大人も子どもも本と出会い、読書を楽しんでいる姿がみられます。特に、子どもに本の楽しさを伝えるため、多くの読書ボランティアと連携して、おはなし会を実施しています。

また、年齢に応じた図書や絵本、紙芝居、文庫用品なども収集し、貸出するだけでなく、読書活動ボランティア講座の開催、ホームページ等でのさまざまな情報提供を行うとともに、点字図書館においては視覚障がいのある子ども向けの点字図書や録音図書などを収集しています。

地域における読書活動を支援するための団体貸出や、学校図書館を支援するための学校図書館支援センターの運営など、図書館は家庭、地域、学校等すべての読書活動の拠点として重要な役割を担っています。

この計画では、子どもたちの読書の現状を踏まえ、子どもたちに読書の楽しさを広く伝えていく活動や、誰もが利用しやすい図書館として図書・資料の整備やサービスの充実を継続していきます。

<家庭・地域、学校、図書館の連携による読書活動の推進>

子どもは、家庭、地域、学校等で、遊び、学びながら成長していきます。子どもたちのまわりには多くの大人がいて、子どもの成長を支えるとともに、その成長に大きな影響を与えています。子どもがいろいろな人と触れ合い、健全に成長していくためには、私たち大人が、子どもの手本となるよう行動するとともに、自ら読書の重要性を認識し、それぞれが連携・協力しながら共に子どもを育てていくことを意識することが大切です。

第 4 次計画では、家庭・地域、学校、図書館という子どもたちの生活・活動の場において取組分野を設定していますが、それらが連携し、子どもの読書活動を支えるしくみの構築をしていきます。また連携の体制を強化するため、ICT 端末等を活用したり、子どもへの読書の情報提供を行ったり、関係団体との連携を図ったりしていきます。

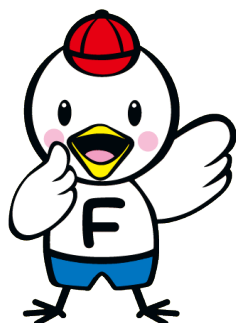
子どもたちが自ら読書を楽しみながら、人と関わりの中で読書の楽しみを広げ、子どもと大人が共にそのような「ことば輝く福岡市」をつくることができるよう、あらゆる機会を生かして読書（本）の魅力を発信しながら、この計画を効果的に推進していきます。

5 計画の対象

この計画の対象は「概ね 18 才以下のすべての子ども」とします。

6 計画の期間

この計画の期間は、令和 5 年度から令和 10 年度の 6 年間とします。



第3章 子ども読書活動推進の取組み

◆福岡市子ども読書活動推進計画（第4次）体系図

「体系図」が入ります。

「体系図」が入ります。

8 重点的に取り組む施策

第3次計画までの成果と課題を踏まえ、次の10項目について重点的に取り組んでいきます。

1. 家庭・地域における読書活動の推進

●市の施設等における図書に関する事業等の周知

公民館や市のあらゆる施設に本を配置するなど、地域における読書環境の整備は進んでいます。しかし、地域文庫等を知らないため、利用したことがない子どもや保護者がいました。子どもたちが利用しやすいよう、図書の利用ができる施設や図書に関する事業等を積極的に周知し、地域文庫等の利用促進に努めたり、様々な施設における読み聞かせ等の参加者を増やし、子どもと本の出会いを推進します。

●乳幼児期から大人と一緒に本とふれあう機会づくり

平成16年から開始したブックスタート事業は、意識調査の結果からも読み聞かせ開始年齢が早まるなど、子どもの読書活動の推進に有効であり、引き続き継続して実施します。また、幼稚園や保育園等において、読み聞かせ、おはなし会を実施するなどして、読書習慣形成の基盤となる読書の楽しさを子どもが感じられる機会を一層充実させていきます。

●地域の読書活動に関わる人材への活動の支援

都市化が進み人間関係が希薄化するなど地域のつながりや交流が減ってきています。子どもの読書活動を推進するためには、読書を楽しむ身近な大人の存在が欠かせません。公民館をはじめとする地域文庫等を活用するボランティア、利用する市民との出会いが、新たな子どもの本の世界を広げられるよう、地域ボランティアと連携した読書活動を推進していきます。

2. 学校における読書活動の推進

●障がい等のある子どものニーズに合った読書環境の充実

読書バリアフリー法が施行され、障がいの有無に関わらず、すべての国民が読書することのできる環境を整備していくことが求められています。学校においては、これまで学校図書館の環境整備をすすめてきました。障がい等のある子どもが利用する図書室や視聴覚室など読書環境を整備するとともに、ニーズに合った本、読書活動を支援する教材教具等の充実を推進していきます。

●読書を楽しむ、楽しさを共有する、楽しみ方を知る機会づくり

学校における読書活動は、学校図書館を中心として行われています。学校図書館には、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての役割があり、組織的、計画的に運営していく必要があります。そのために、学校教育における学校図書館の活用を系統化した「学校図書館全体計画」をもとに、学校図書館を活用した教科との関連を図る取組み等を行います。

小学校、中学校、高校と学年が上がるにつれて、学校図書館の利用率が低下しています。子どもが、自ら学校図書館へ足を運びたいくなるよう、学校の教育活動の中で、読書を楽しむ、読書の楽しさを共有する、読書の楽しみ方を知る機会を充実させていきます。

●子ども読書リーダーの育成

子どもの本の世界は、人との関わりの中でさらに広がっていきます。これまで総合図書館と連携を図りながら、読書活動に関心がある子どもが、小学生読書リーダーとなり、他の子どもに対して主体的な読書活動を行って、お互いに読書を楽しむことができるなど一定の成果がありました。中学生においても、図書委員などが環境整備等で活躍していますが、幅広く読書リーダーとなる人材の育成をはかり、主体的な読書活動につなげていきます。

3. 図書館における読書活動の推進

●読書に関する情報の発信

小学生、中学生、高校生、どの世代においても、9割以上の子どもが読書は大切であると考えており、本を読むことで知らないことがわかる、楽しい、国語の力がつく等、読書の良さをとらえています。子どもに対して本の紹介をしたり、学校図書館の取組みや公民館におけるスタンダード文庫の活用状況などを発信したり、保護者に対して家庭での読み聞かせの大切さの啓発を行ったり等、子どもの読書に関する情報を積極的に発信していきます。

●大人も子どもも楽しめる読書に親しむ機会づくり

読書とは本来楽しいものであり、未知の世界とのわくわくするような出会いやドキドキするような冒険との出会いがあります。12月に絵本月間を設定し、絵本の魅力を子どもや大人が味わうことができる機会をつくっていきます。

●さらなる講座の充実

地域での読書活動は、読書ボランティアが地域文庫を活用して読み聞かせを行うなどして支えています。読書ボランティアに対する講座等を通して養成やスキルアップを図ってきました。講座の充実を行い、読書ボランティア等子どもの読書活動に携わる人材の資質・技能の向上をはかります。

<家庭・地域、学校、図書館の連携による読書活動の推進>

●家庭、地域、学校、図書館等が連携し課題解決を図るための ICT を活用した体制の強化

家庭・地域、学校、図書館等が連携し、子どもの読書活動の課題解決に向けて取り組む体制を強化していきます。子どもは、一人1台端末が配布され、学校の学習等様々な機会にICTを活用しています。一人1台端末等を使って、読書に関する様々な取組の状況等を情報共有の場としてICTを活用したり、子どもの読書活動推進の方法としてICTを活用した取組みを実施したりと、ICTを活用した体制づくりを進めていきます。



9 数値目標の設定

- 読書が好きな子どもの割合…90%以上
- 1か月に本を1冊以上読む子どもの割合…5%増

令和10年度までに、意識調査における「**読書が好きな子どもの割合**」90%以上、及び「**1か月に本を1冊以上読む子どもの割合**」5%増を目指します。

【現状値】令和3年度意識調査

- | | |
|----------------------|-------|
| ・ 読書が好きな子どもの割合 | 86.2% |
| ・ 1か月に本を1冊以上読む子どもの割合 | 70.3% |

10 計画の推進体制

(1) 子ども読書活動を推進するための体制の強化

計画を円滑に推進していくため、「福岡市子ども読書活動推進会議」を設置して定期的に会議を開催し、計画の進捗状況の把握と検証をしていきます。

同会議は、学校図書館関係者やボランティア活動者など子ども読書活動を行っている外部委員が中心となって、家庭、地域、学校、図書館等において、連携を図りながら積極的に課題解決を目指した協議を行います。

(2) 関係機関等との連携

関係行政機関との連携に加え、多くの書店や出版社、映画配給会社等の事業者と幅広く連携・協力し合うことで、子どもだけでなく大人の読書活動も含め一体的に推進していきます。

(3) 地域ボランティア等との共働

計画では、行政が中心となって施策を展開していきますが、それだけでは、十分な推進はできません。地域で活動している多くのボランティアと共働することで、行政だけではできない活動を含めて、地域において広く深く継続することができる子どもの読書活動を推進します。

第 2 章

計 画 各 論

1 子ども読書活動推進の取組み

1. 家庭・地域における読書活動の推進

家庭・地域において、本が子どもたちの身近な場所にある環境を生かして、乳幼児への読書活動の支援を中心に取り組んでいきます。

目標	家庭・地域			
	方向性	第4次の具体的施策	具体的施策の内容	担当局
1 自分から読書に親しめる環境づくり	・市の施設等の環境整備の充実	公民館における子どもの読書環境の充実	全公民館に配置された「スタンダード文庫」等を活用した事業を実施するとともに、子どもから大人まで誰もが気軽に公民館へ立ち寄り、読書に親しむ機会を提供していきます。	市民局
		保育所等における子どもの興味、関心を高める環境づくり	保育所の日常保育等において、子どもが興味、関心をもって読書に親しめる環境づくりをすすめます。	こども未来局
		様々な施設等における図書環境の充実	市の様々な施設において、様々な分野の子ども向け図書の収集を行うとともに、子どもが自ら本に親しめる環境づくりをすすめます。	各局
	・市の施設等における図書に関する事業等の周知【重点】	チラシやSNS等による企画や図書の紹介	市の様々な施設において、子どもが利用できる図書に関する事業や本に関する情報について、メディア等を活用して情報を発信します。	各局
	・障がい等のある子どものニーズに合った読書環境の充実	障がい児通所支援施設等における子どもの読書環境の充実	障がい児通所支援施設等において、発達や障がいに合わせた配慮や工夫を行いながら乳幼児期から本の世界に親しめるよう環境を整えます。	こども未来局
		点字図書館に関する事業等の発信	視覚障がいのある子どもと保護者に対して点字図書館に関する事業等発信し、障がい等のある子どもの読書活動を支援します。	
目標	家庭・地域			
	方向性	第4次の具体的施策	具体的施策の内容	担当局
2 自分から読書に親しめる機会づくり	・乳幼児期から大人と一緒に本とふれあう機会づくり【重点】	ブックスタート事業の推進	福岡市に生まれる赤ちゃんと保護者を対象に、絵本を配布し、親子が相互に語りかけることの大切さ、楽しさ等を伝えます。	こども未来局
		子どもプラザにおける子どもの読書活動の推進	乳幼児と保護者がいつでも気軽に利用でき、子育てに関する相談や情報交換ができる子育て支援の拠点として設置する子どもプラザにおいて、絵本の読み聞かせなどを実施し、子どもと本の出会いを支援します。	
		保育所における子どもの読書活動の推進	未就園児の親子に対して、子育てサークル等での読み聞かせを実施し、本との出会いを支援します。	

目標	家庭・地域			
	方向性	第4次の具体的施策	具体的施策の内容	担当局
2 自分から読書に親しめる機会づくり	・家庭で親子が読書を楽しむ機会づくり	保護者への読み聞かせの重要性についての啓発	保護者に対して、家庭での読み聞かせの重要性や楽しさを伝えていきます。	こども未来局
		親子で絵本に親しめる機会の提供	「絵本の日」、「読み聞かせ会」等実施し、親子で絵本に親しめる機会を提供していきます。	教育委員会
	・大人も子どもも楽しめる読書に親しむ機会づくり	子どもが本に触れる機会の充実	様々な施設において本に関するイベント等を実施し、子どもが本に触れ合う機会を充実させます。	こども未来局
				経済観光文化局
	・障がい等のある子どもが読書に親しむ機会づくり	障がいのある子どもへの読み聞かせの充実	季節に応じた絵本や紙芝居を用いて発達や障がいに合わせた配慮や工夫を行いながら、障がいのある子どもへの読み聞かせを充実させます。	こども未来局
		日本語を母国語としない子どもも楽しめる読み聞かせの機会の提供	多言語による読み聞かせの実施を行います。	経済観光文化局
目標	家庭・地域			
	方向性	第4次の具体的施策	具体的施策の内容	担当局
3 子どもの読書活動を支える人材づくり	・読書活動に関わる人材の育成	アジア美術館における読書ボランティアの育成	ボランティアによる読み聞かせの機会を定期的に設け、子どもが本に親しむ機会をいかして、人材の育成を推進します。	経済観光文化局
	・地域の読書活動に関わる人材への活動の支援【重点】	保育所における関係機関・地域ボランティアとの連携による活動の場の提供推進	地域の乳幼児の親子に、絵本の楽しさや親子のふれ合いの重要性を知らせるため、図書館や公民館等の関係機関や地域ボランティアと連携し読み聞かせを実施します。	こども未来局

【重点施策以外の取組みについて】

<目標1 自分から読書に親しめる環境づくり>

○市の施設等の環境整備の充実

家庭・地域をはじめ、子どもプラザや児童会館等、市の施設や、美術館、博物館等にも、子ども向け図書を整備し、いつでもどこでも読みたい時に読める環境を整備し、子どもの読書活動の推進に努めていきます。

○障がい等のある子どものニーズに合った読書環境の充実

障がい等のある子どもが、家庭・地域においても読書に親しめるように、保護者に利用できる事業等を周知するとともに、子どものニーズに合った本を提供できるよう環境の充実に努めます。

<目標2 自分から読書に親しめる機会づくり>

○家庭で親子が読書を楽しむ機会づくり

家庭での読書は、子どもの読書習慣の形成にとっても重要です。子どもが読書をする経験が、なぜ大切であるのか等保護者に啓発するとともに、親子で読書を楽しむ機会をつくっていきます。

○大人も子どもも楽しめる読書に親しむ機会づくり

就学前の子どもは、大人と一緒に本を読む時間の方が一人で本を読む時間よりも多く、子どもが読書に親しむには、大人によるサポートが必要です。そのため、様々な施設において、おはなし会や展示と関連させた図書の紹介等、大人も子どもも読書に対する興味、関心を高める機会をつくっていきます。

○障がい等のある子どもが読書に親しむ機会づくり

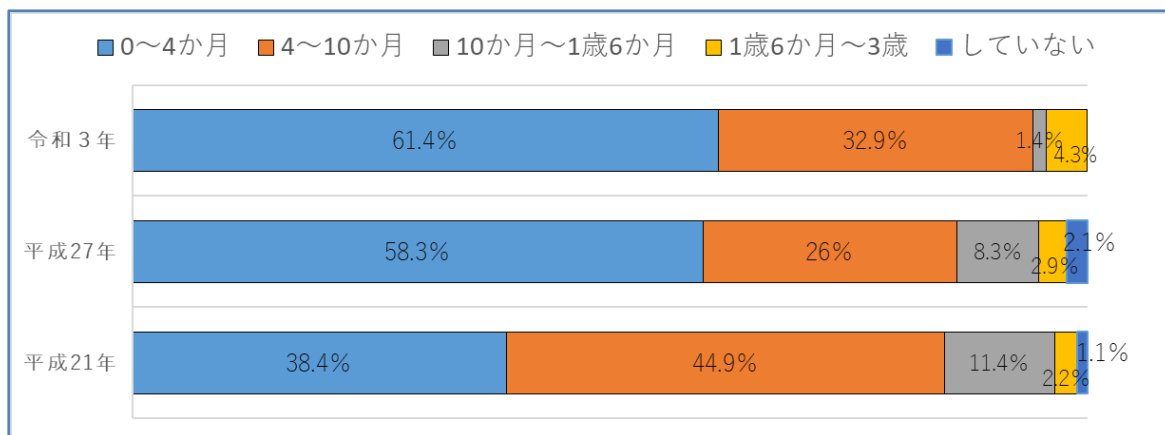
読書バリアフリー法が施行され、障がいの有無に関わらず、すべての国民が読書することのできる環境を整備していくことが求められています。家庭・地域においても、障がい等のある子どもが読書に親しむことができるように、障がいのある子どもへの読み聞かせ等の機会をつくっていきます。

<目標3 子どもの読書活動を支える人材づくり>

○読書活動に関わる人材の育成

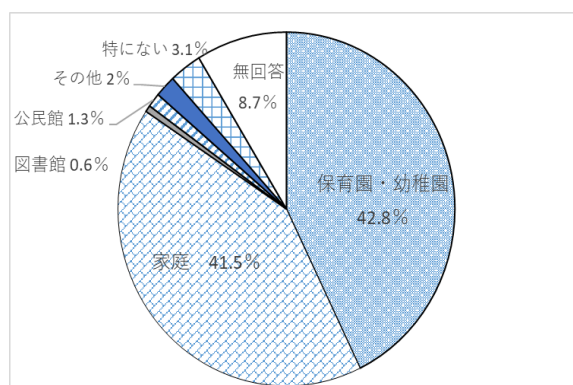
施設においては、ボランティアによる読み聞かせを定期的に行っています。子どもが本に親しむ場としてだけでなく、読み聞かせボランティアの活躍の場を学びの場として、人材の育成を推進します。

○ 就学前の子を持つ保護者が子どもに読み聞かせを始めた年齢の推移



資料：子どもの読書活動に関する意識調査

○ 就学前の子どもが読み聞かせを主にしてもらっている場所



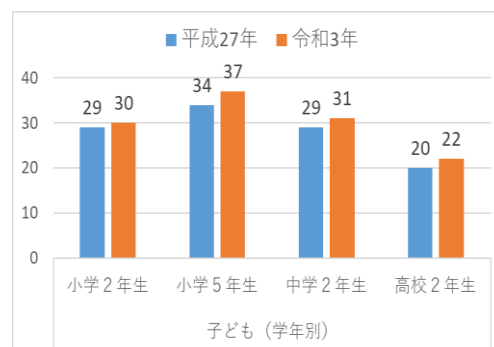
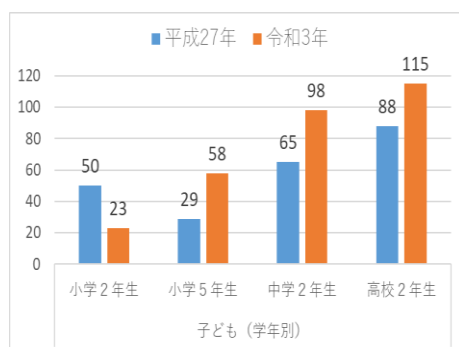
資料：子どもの読書活動に関する意識調査

○ 平日における自由時間の過ごし方

①「パソコン、携帯、スマートフォンを使う」

②「本を読む」 平均時間

平均時間



資料：子どもの読書活動に関する意識調査

2. 学校における読書活動の推進

学校図書館を中心に、学校教育全体で子どもが主体的・意欲的に読書活動を進め、豊かな心の育成と学力向上が図られるよう取り組んでいきます。

目標	学校			
	方向性	第4次の具体的施策	具体的施策の内容	担当局
1 自分から読書に親しめる環境づくり	・学校図書館の環境整備の充実	図書の適正な配備と管理の充実	「学校図書館図書標準」の100%達成を図るため、図書の整備を行います。また、各学校に図書分類の適正配分比率などを周知し、学校図書の適正配備に努めます。	教育委員会
	・読書に関する情報の発信	子どもの読書活動推進に関する情報の提供	図書館教育・読書活動推進に係る情報の提供を実施します。	教育委員会
	・障がい等のある子どものニーズに合った読書環境の充実【重点】	特別支援学校など多様な学びの場における読書活動及び環境の充実	障がい等のある児童生徒のニーズに合った読書活動を推進するため、マルチメディアDAYSY（デイジー）図書等の音声教材の普及、環境の充実を図ります。	教育委員会
目標	学校			
	方向性	第4次の具体的施策	具体的施策の内容	担当局
2 自分から読書に親しめる機会づくり	・子どもの読書活動の実態の把握	学校教育における読書活動の実態の把握	子どもの読書活動や学校図書館の利用状況の実態を把握し、図書館を活用した教育の充実に活かします。	教育委員会
	・読書を楽しむ、楽しさを共有する、楽しみ方を知る機会づくり【重点】	学校図書館を活用した教科との関連を図る取組み等の充実	各学校で「学校図書館全体計画」を作成するとともに、司書教諭を中心として、学校図書館を活用した教科との関連を図る取組みを計画的に行い、読書を楽しむ、読書の楽しさを共有する、楽しみ方を知る機会づくりを行います。	教育委員会
	・子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会づくり	学校における読書活動の推進	学校において、小・中・高の発達段階に応じ、読書習慣を身に付け、読書の幅を広げることができるよう、読書活動を推進していきます。	教育委員会
	・障がい等のある子どもが読書に親しむ機会づくり	障がい等のある子どもの本と出会う機会の充実	障がい等のある子どもに対して、様々な本と出会えるよう、読み聞かせ等の機会の充実を図ります。	教育委員会

目標	学校			
	方向性	第4次の具体的施策	具体的施策の内容	担当局
3 子どもの読書活動を支える人材づくり	・子ども読書リーダーの育成【重点】	総合図書館との連携による子ども読書リーダーの育成	総合図書館と連携し、子ども読書リーダーを養成するとともに、読書リーダーが学校で活躍できるよう支援します。	教育委員会
	・教員や学校司書の研修の充実	学校司書の効果検証	学校司書の配置体制における活用方法と連携のあり方について成果と課題を検証するとともに、課題改善につながる研修を行います。	教育委員会
		読書活動推進を図る研修の充実	司書教諭、学校図書館担当者など読書活動に携わる教員に対して、子どもの読書活動推進を進められるよう研修の充実に努めます。	教育委員会

【重点施策以外の取組みについて】

<目標1 自分から読書に親しめる環境づくり>

○学校図書館の環境整備の充実

学校における読書活動は、学校図書館を中心として行われています。学校図書館には、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての役割があり、組織的、計画的に運営していく必要があります。そのために、「学校図書館図書標準」達成や学校図書分類に基づいた学校図書の適正配備に努めます。

○読書に関する情報の発信

図書館教育・読書活動推進に係る情報提供を継続して実施します。

<目標2 自分から読書に親しめる機会づくり>

○子どもの読書活動の実態の把握

中学生・高校生へと、学年が上がるにつれ、本を読まなくなる傾向や学校図書館を利用しない傾向が見られ、メディアなどの使用時間も増加しています。そのため、各学校の読書の取組みや、各教科における調べる学習等を含め読書活動に関する実態を把握し、効果的な施策を推進します。

○子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会づくり

学校において、小学校の低学年、中学年、高学年、中学校、高校と発達段階に応じ、読書習慣を身に付け、読書の幅を広げることができるように、読書活動を推進していきます。

○障がい等のある子どもが読書に親しむ機会づくり

障がい等のある子どもたちに、読書の楽しさを身近に感じてもらえるよう、障がいに応じた図書の選定やメディアの活用などの環境整備を充実させるとともに、読み聞かせ等の機会の充実を図ります。

<目標3 子どもの読書活動を支える人材づくり>

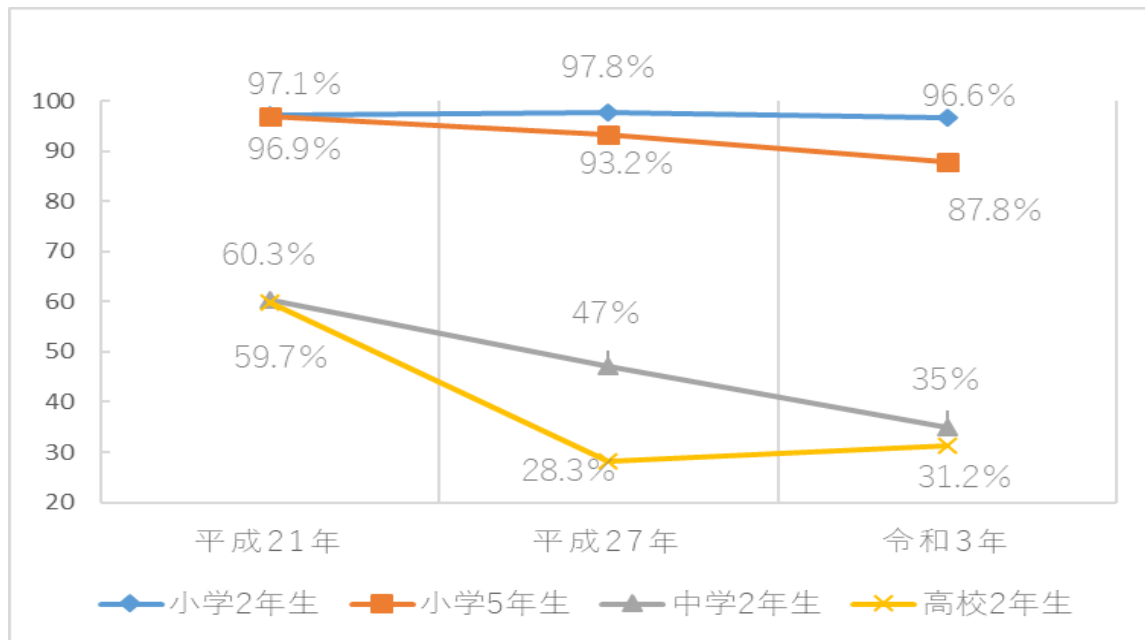
○教員や学校司書の研修の充実

学校においては、司書教諭、教諭、学校司書、読み聞かせボランティア等多くの人材が子ども読書活動推進に関わっています。司書教諭においては、学校における子どもの読書活動の推進において、学校図書館の運営・活用をしたり、子どもの読書活動に対する指導をしたり、情報提供をしたりなど中心的な役割を担っています。また学校司書においては、司書教諭と連携し、子どもの読書活動の支援や学校図書館環境整備等行います。

これらの活動を一層充実させるため、司書教諭の資格取得の促進や、司書教諭・学校図書館担当者等を対象とした学校図書館担当者連絡会、学校司書を対象とした学校司書研修会を開催し、読書活動の取組や図書に関する情報共有を図るとともに、司書教諭と学校司書の連携をすすめます。また、教員が自ら読書の楽しさや重要性を学びつつ、学校図書館の活用を図る授業の実践につなげていくことをめざし、研修の充実に努めていきます。

○学校図書館の利用状況の推移【学年別】

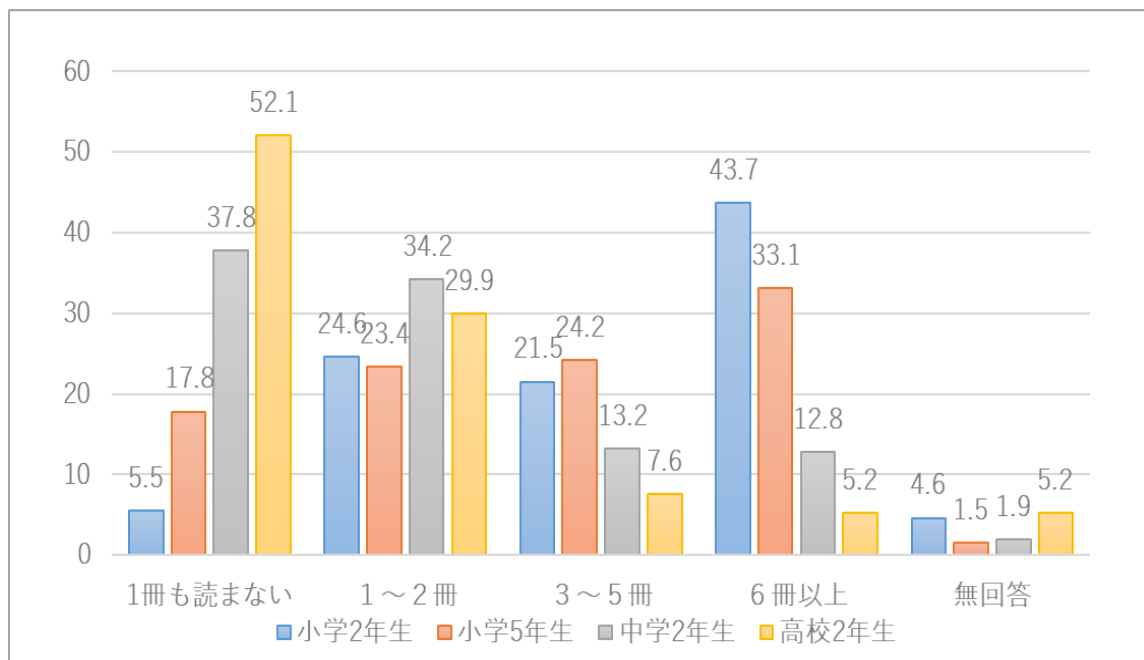
「あなたは学校の図書館を利用しますか」→「よく利用する」「ときどき利用する」の割合



資料：R3 子どもの読書活動に関する意識調査

○月間での読書冊数【学年別】

「あなたは1カ月に何冊ぐらい本を読みますか」



資料：R3 子どもの読書活動に関する意識調査



3. 図書館における読書活動の推進

図書館は本市の読書活動の拠点であり、あらゆる年齢層の子どもたちが、いつでも読書の楽しさに触れることができるよう支援をしていきます。

目標	図書館			
	方向性	第4次の具体的施策	具体的施策の内容	担当局
1 自分から読書に親しめる環境づくり	・図書館の環境整備の充実	児童図書、児童研究資料等の収集、提供	子どもが発達段階に応じ読書に親しむことができるよう児童図書、児童研究資料等の収集を行い、提供します。	教育委員会
	・市の施設等における図書に関する事業等の周知	図書館利用の啓発	ホームページやSNS、印刷物等の様々な広報媒体を活用したり、小学生向け動画「こども図書館講座」を配信したりして、広く積極的に情報を発信し、図書及び図書館の利用を促進します。	教育委員会
	・読書に関する情報の発信【重点】	保護者への情報の発信	読み聞かせ支援動画を配信し、家庭での読み聞かせの促進に努めます。	教育委員会
		図書館情報誌等の発行	「こども図書館ニュース」や「司書が選ぶ100冊の絵本」など子どもにおすすめの本等、読書に関する情報を発信します。	教育委員会
	・障がい等のある子どものニーズに合った読書環境の充実	障がい等のある子どもの読書活動を支援する環境づくり	障がいのある子どもに対応する児童図書等の充実を図るとともに、電子図書館でのコンテンツの提供、団体貸出や郵送貸出等の制度の周知を行い、障がい等のある子どもの読書活動を支援します。	教育委員会
目標	図書館			
	方向性	第4次の具体的施策	具体的施策の内容	担当局
2 自分から読書に親しめる機会づくり	・大人も子どもも楽しめる読書に親しむ機会づくり【重点】	絵本月間(12月)の実施など子どもを中心にした図書館催事の充実	12月の絵本月間等児童図書に関する催事を行うなど年間を通して子どもと本をつなぐ機会を提供します。	教育委員会
	・子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会づくり	子どもと本をつなぐ機会の充実（おはなし会や講座等の開催）	幼少期から子どもが読書の楽しさを知り、読書に親しむことにつながるよう「おはなし会」を実施したり、図書館（本館・分館）見学及び職場体験等を受け入れたりなどして、発達段階に応じて子どもと本をつなぐ機会を提供します。	教育委員会
		ヤングアダルト等への読書サービスの充実	「ヤングアダルトコーナー」を図書館（本館・分館）に設置し、推薦図書の展示をしたり、高等学校ビブリオバトル福岡県大会や高校生向け講演会を開催したりするとともに、電子図書館においてヤングアダルト向けのコンテンツを充実させます。	教育委員会
	・障がい等のある子どもが読書に親しむ機会づくり	障がい等のある子どもと本をつなぐ機会の充実	特別支援学校などにおいて、おはなし会やブックトークの実演を行うなど、読書に親しむ機会をつくれます。	教育委員会

目標	図書館			
	方向性	第4次の具体的施策	具体的施策の内容	担当局
3 子どもの読書活動を支える人材づくり	・さらなる講座の充実【重点】	スタンダード文庫を活用した人材の育成	各公民館と連携し、スタンダード文庫の一層の活用を図るため読み聞かせ講座等を実施します。	教育委員会
		公民館や地域文庫活動への支援となる読書ボランティアの育成	地域における読書リーダーである読書ボランティアの養成、資質・技能向上のため、読書活動ボランティア講座を実施します。	教育委員会
	・読書活動に関わる人材への活動支援	地域における読書ボランティアの活動の支援	地域文庫及びボランティア希望者と、公民館等のボランティアニーズのマッチングを行い、ボランティアの活動を支援します。	教育委員会
	・子ども読書リーダーの育成	学校教育における読書活動推進の支援	児童の主体的な読書活動を推進するために動画資料「小学生読書リーダー養成講座」を配信し、読書リーダーの活動状況など各校へ報告し、活動の拡充に努めます。	教育委員会

【重点施策以外の取組みについて】

<目標1 自分から読書に親しめる環境づくり>

○図書館の環境整備の充実

図書館はあらゆる子ども達が利用します。そして、成長と共に本を借りる、調べ物をする、情報を集める、新しい知識を学ぶなど図書館の利用の仕方も様々になってきます。子どもが発達段階に応じて、読書に親しむことができるように、環境の整備の充実に努めます。

○市の施設等における図書に関する事業等の周知

図書館は、子どもが新しい本と出会い、本を通じて世界が広がる場所です。子どもや保護者に対して、図書館の利用の仕方やイベントなどの情報を伝え、図書館の利用を促進していきます。

○障がい等のある子どものニーズに合った読書環境の充実

障がい等のある子どもも読書に親しむことができるよう、対応した児童図書等の充実を図り、特別支援学校等に団体貸出や郵送貸出サービスの周知に努めるとともに、点字図書館等の資料の充実を図ります。

＜目標２ 自分から読書に親しめる機会づくり＞

○子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会づくり

幼少期の学年が上がるにつれ、本を読まなくなる傾向が顕著であることから、特に読書離れが危惧されるヤングアダルト世代に対する読書活動を支援していきます。スマートフォンなどのメディアの所持率が高いこの世代については、動画サイトの視聴やSNSの利用等、メディアの使用時間が長く、読書に時間を割くことが難しくなっている現状を踏まえ、メディアを活用した情報提供などヤングアダルト世代への読書活動支援を行います。

○障がい等のある子どもが読書に親しむ機会づくり

特別支援学校などにおいて、障がい等のある子どもが読書に親しむことができるように、障がい等のある子どもが本と出会う機会や一緒に読書を楽しむ機会等を支援し、充実させていきます。

＜目標３ 子どもの読書活動を支える人材づくり＞

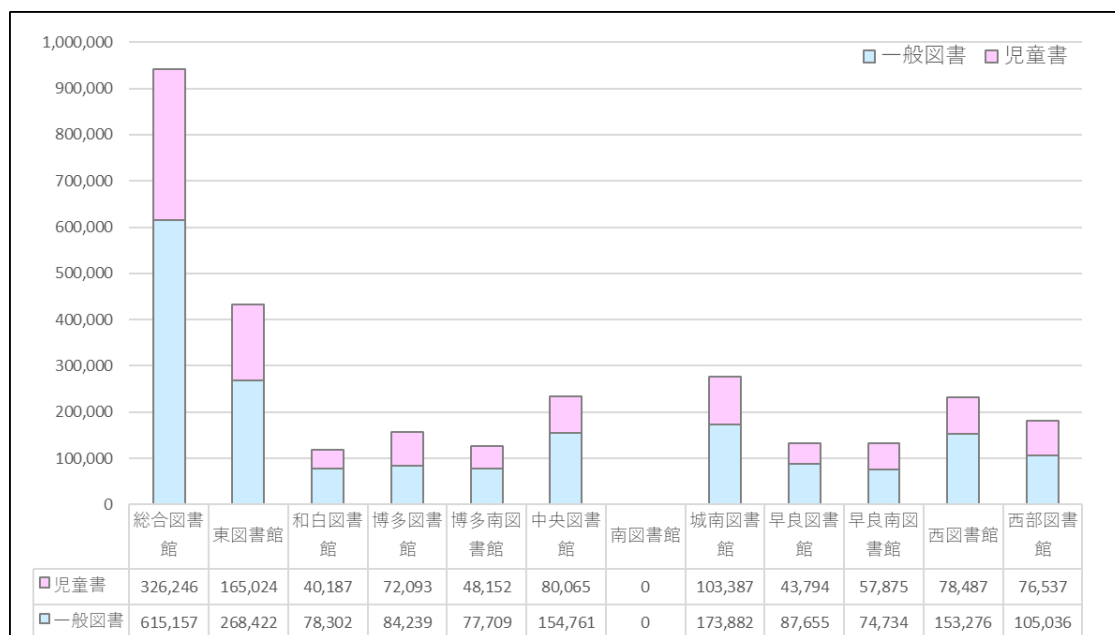
○読書活動に関わる人材への活動の支援

地域における子どもの読書活動を推進する上で、地域における読書ボランティアの活動は、欠かせません。読書ボランティアを必要とする公民館等と読書ボランティア希望者をつなぎ、読書ボランティアの活動の場を充実させていけるよう支援します。

○子ども読書リーダーの育成

児童の主体的な読書活動を推進するため、学校図書館支援センターが動画資料「小学生読書リーダー養成講座」を作成、配信し、学校と連携して子ども読書リーダーを育成していきます。

○令和３年度 総合図書館，分館での個人貸出冊数

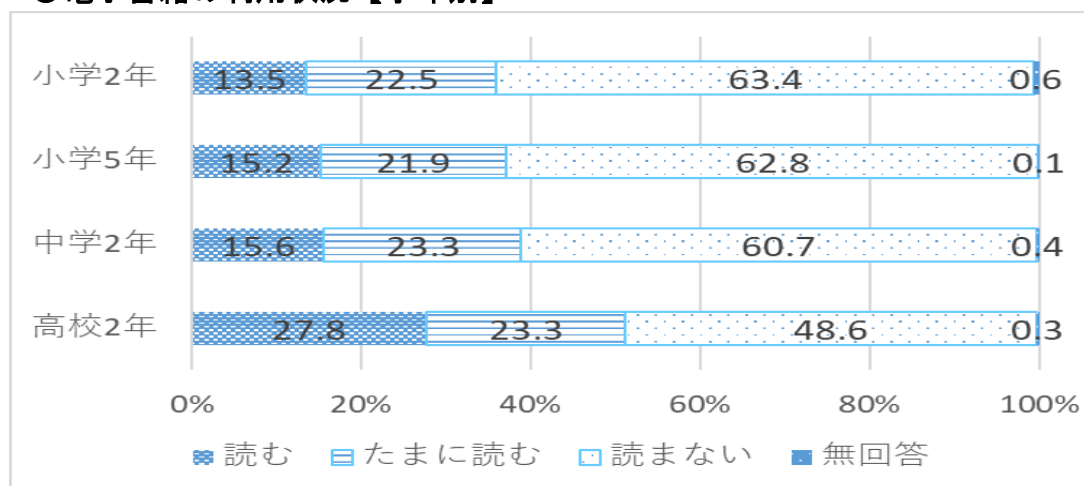


※南図書館は、大規模改修工事に伴い、令和３年１月５日から令和４年８月２６日まで休館

※早良南図書館は、令和３年１１月６日に開館

資料：令和４年度図書館要覧

○電子書籍の利用状況【学年別】



資料：R3 子どもの読書活動に関する意識調査

4. 家庭・地域、学校、図書館の連携による読書活動の推進

家庭・地域、学校、図書館が連携して、子どもの読書活動を支えるしくみをつくり、計画を推進していきます。

目標	家庭・地域、学校、図書館の連携による読書活動の推進			
	方向性	第4次の具体的施策	具体的施策の内容	担当局
4 子どもの読書活動を支えるしくみづくり	家庭、地域、学校、図書館等が連携し課題解決を図るためのICTを活用した体制の強化【重点】	子ども読書関係団体との連携の推進	官民共働の「福岡市子ども読書活動推進会議」を設置し、計画の進捗管理を図り、連携して課題解決を進めるとともに、子どもの読書活動に関する情報等をICTを活用し共有します。	各局
		家庭、地域、学校、図書館等の連携の推進	ICTを活用して、読書に関する情報や本の魅力を発信、共有し、子どもの読書の楽しみ方を広げることができるよう家庭、地域、学校、図書館等の連携を推進します。	
		情報通信手段の活用	ホームページやSNS等の通信技術を活用し、広く積極的に情報を発信します。	
	共読の推進	「福岡市子どもと本の日」と「共読」の推進	毎月23日の「福岡市子どもと本の日」について、ポスターなどで広く周知するとともに、家庭・地域、学校、図書館における「共読」の取組を推進します。	各局
	学校図書館支援センター、学校図書館及び図書館との連携の充実	学校図書館支援センター等の利用の促進	学校図書館支援センターにおいて学校図書館を効果的に運営できるように学校訪問や運営相談を実施し、学校図書館の活用や利用促進に関する支援を進めます。団体貸出等の利用状況等の実態をふまえ、学校図書館支援センター等と連携を図り、各学校が子どもの読書活動を推進します。	教育委員会
	子どもと本とメディアのよい関係づくり	読書活動とメディアの関係づくり	保護者等に対し、家庭における読み聞かせ等読書の重要性を伝えと共、電子図書館、メディアを活用した主体的な読書活動の取組を推進します。	各局
		メディアリテラシー教育の推進	発達段階に応じたメディアリテラシー教育を子どもに実施するとともに、保護者等に対し、子どものメディアの利用に関する啓発を行います。	

【重点施策以外の取組みについて】

＜目標 4 子どもの読書活動を支えるしくみづくり＞

○共読の推進

家庭・地域、学校、図書館が連携して「福岡市子どもと本の日」（毎月 23 日）を中心に、子どもが保護者、友達、先生など身近な人達と一緒に本を読んだり、読んだ本について感想を伝え合ったりする「共読」などの読書活動を推進していきます。

○学校図書館支援センター、学校図書館及び図書館との連携の充実

学校図書館支援センターでは、子どもが本に触れ、本に親しむことができるよう、学校における読書活動や学習活動への支援を推進しています。また、学校図書館を効果的に運営できるよう、学校の要望に応じて学校訪問や運営相談を通じ、図書の選定やレイアウト等の環境整備、学校図書館の活用や利用促進に関する助言を行い、継続的な支援に努めていきます。更に、団体貸出にて提供する読書活動用図書の貸出においては、蔵書の充実や広報に努め、利用促進を図ります。

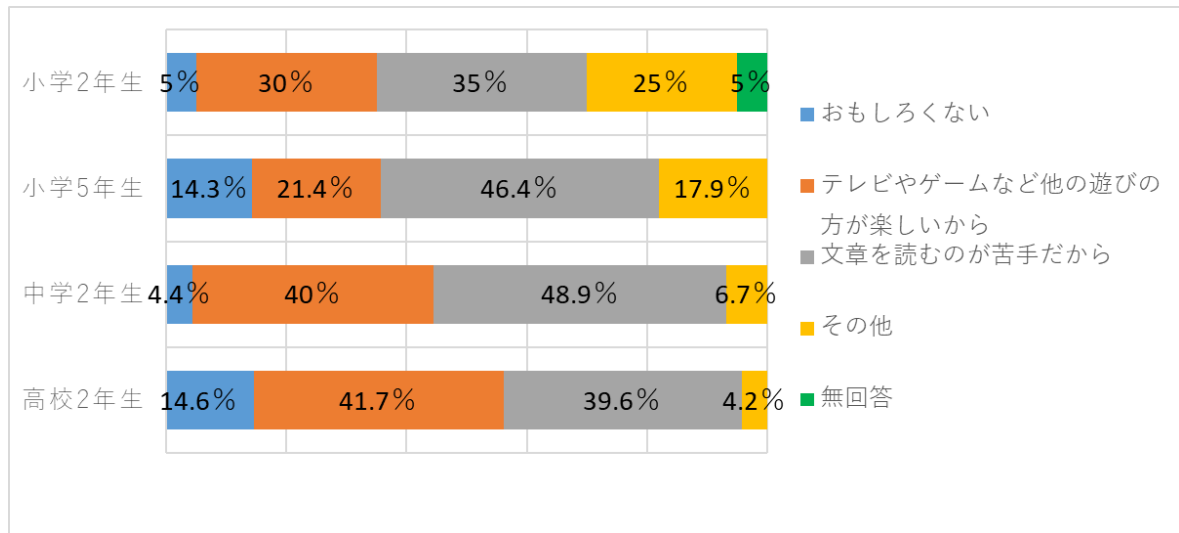
学校においては、学校図書館の活性化、子どもの読書活動の推進につながる取組みを実施できるよう、学校図書館支援センターとの連携を図っていきます。

○子どもと本とメディアのよい関係づくり

学年が上がるにつれて、子どものメディアを使用する時間が長時間となっており、前回調査より 30 分程度長くなっています。そんな中、小学 2 年生においては、30 分程度短くなっており、メディア利用に関する保護者の意識が高まったことが要因ではないかと考えます。家庭、地域、学校、図書館が連携して、適切なメディア利用について等、メディアリテラシー教育を推進していきます。

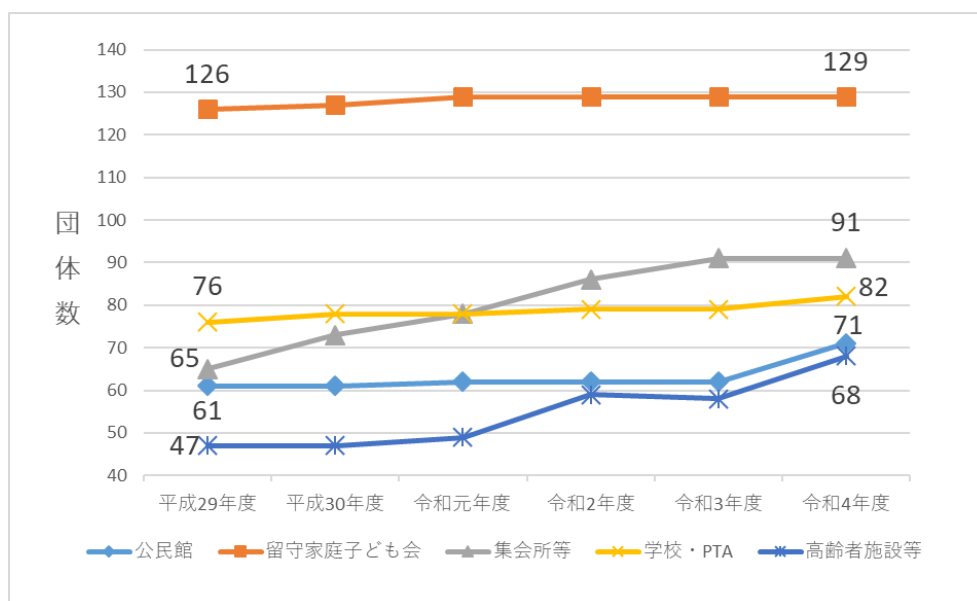
また、子どもの発達にとって読書がどのような意味をもつのか、その重要性を伝えるとともに、メディアを活用した主体的な読書活動の取組を推進していきます。

○子どもの読書が嫌いな理由【学年別】



資料：R3 子どもの読書活動に関する意識調査

○団体貸出登録団体数（各年度：4月1日現在）



資料：令和4年度図書館要覧

用語解説

【絵本月間】

福岡市子ども読書活動の推進計画における各取組みを一層推進するため、12 月を絵本月間に設定し、図書館を中心として絵本など児童図書に関する行事や啓発を集中的に実施するもの。

【学校司書】

司書資格を有するもので、司書教諭と連携協力して読書活動に取り組むことを目的として配置している。福岡市では、令和元年度より 43 名の学校司書を配置している。

【学校図書館支援センター】

学校図書館が持つ「読書センター」「学習センター」「情報センター」の各機能が十分に発揮されるように、学校や学校図書館関係者を支援することを目的に、平成 27 年度から本格的に事業を開始した。主な業務は、学校図書館の運営に関する質問や相談の対応、要請および計画による学校訪問、学習支援用図書（小・中学校向け）の貸出し、各種情報発信など。

【学校図書館全体計画】

校長のリーダーシップのもと、計画的・組織的に学校図書館教育を運営し、評価するための計画で、各学校における学校図書館教育の基本方針・各学年の目標・具体的な取組等を位置づけたもの。

【学校図書館ボランティア】

各学校の校長の教育方針の下、学校図書館内の本の貸出・返却・整理の補助、掲示物作成、蔵書のデータベース化の補助、読み聞かせなどに携わるボランティア。

【言語活動の充実】

言語活動は、知的活動（論理や思考）、コミュニケーション、感性・情緒の基盤となるもので、平成 23 年度から小学校において、平成 24 年度から中学校において全面実施の学習指導要領において、その充実が求められている。例えば、国語の時間では、体験したことを記録・報告する活動や、相手を説得するために意見を述べ合う活動、知識や経験を活用して論述する活動を行う。それに伴って、知識を得たり自分の意見を構築したりするための読書活動が重要視されてくる。平成 20～21 年に改訂された現行の学習指導要領において「生きる力」の育成のため、充実が求められたもの。国語をはじめ、全教科で記録、説明、批評、論述、討論など

の学習活動への位置づけが重視されている。

【子育てサロン】

地域の見守り・支援の下、公民館等を活用して開設・運営される、乳幼児親子が気軽に集える交流の場。

【子どもプラザ】

乳幼児親子がいつでも気軽に集まり利用でき、情報交換・相談ができる常設のあそび場。

【司書教諭】

司書教諭の講習を修了した者で、学校図書館の専門的職務を掌る。具体的には、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う。また、学校図書館法において、12 学級以上の学級には必ず置かなければならないと定められている。

【障がい児通所支援施設】

心身に障がいのある児童が日常生活における基本的動作や、独立自活に必要な知識・技能、集団生活への適応のための訓練などを受けるための施設

【小学生読書リーダー】

教育委員会主催の「小学生読書リーダー養成講座」を受講し、認定証を受領した児童。「読書リーダー」に認定された児童は、講座で学んだ知識や技能を自校の図書委員会などにおいて、他の児童に還元する活動を行うことにより、小学校期における読書活動の活性化を図る。

【調べ学習】

各教科の発展や総合的な学習の時間において、学習で生まれた疑問や自己の課題解決のために、学校図書館の資料を活用して行う学習活動を指すことが多い。調べ学習に対応するための学習・情報センターとしての学校図書館の役割が重要になる。

【スタンダード文庫】

ブックスタートに続く事業として、就学前の幼児を対象とした絵本を地域住民の利便の良い公民館に 100 冊配置した。これを「福岡スタンダード」推進キャラクターの「スタンダード」にちなみ、「スタンダード文庫」と名付けた。平成 24 年度～27 年度で配本を完了した。

【ストーリーテリング】

読み聞かせが本や絵本に書いてある文字を読むのに対し、ストーリーテリングは語り手が物

語を暗記し、聞き手の反応を見ながら語るもの。このため、高度の技術を要する。

【団体貸出】

図書館が地域や職員の団体やグループ、施設などに図書館資料をまとめて貸出しすること。福岡市では、貸出冊数を 1,000 冊以内、期間を 3～6 か月とし配本車等で配本している。

【地域文庫】

公民館や集会所を拠点として、地域住民へ本の貸出をはじめ、読書活動を行う個人や団体あるいはその蔵書や施設のこと。

【点字図書】

点字で書かれた図書。

【電子図書（書籍）】

電子的に記録され、パソコンやスマートフォン、タブレットなどの画面で読む図書。

【電子図書館】

実際に総合図書館や各分館に行かなくても、インターネットを通じてパソコンやタブレット、スマートフォン等から電子書籍を無料で借りて読むことができるサービス。

【読書ボランティア】

読書を普及・促進するための活動に携わるボランティアの総称。

【読書活動ボランティア講座】

読書ボランティア活動を始めるときかけづくりやボランティアの資質向上を図るため、総合図書館で絵本の読み聞かせ（初心者向け）やストーリーテリング（経験者向け）などの研修を行っている。

【共読（ともどく）】

ひとりでなく、保護者・友達・先生など複数の人と一緒に本を読んだり、読んだ本について感想を話し合ったりして、読書を楽しむことを表現する言葉。

【ビブリオバトル】

発表者が読んで面白いと思った本を一人 5 分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を 2～3 分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動。書評合戦。

【ブックスタート】

赤ちゃんと保護者に絵本を配布し、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動。

【文庫活動】

地域文庫等の、個人やグループなどによって行われる図書館的な活動のこと。

【マルチメディア DAYSY（デイジー）図書】

音声にテキスト及び画像をシンクロ（同期）させることができるため、使用者は音声を聞きながらハイライトされたテキストを読み、同じ画面上で絵を見るなど一人ひとりのニーズに合った読みのスタイルを可能にするもの。

【メディアリテラシー】

次の3つを構成要素とする、複合的な能力のこと。

1. メディアを主体的に読み解く能力。
2. メディアにアクセスし、活用する能力。
3. メディアを通じコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用的（インタラクティブ） コミュニケーション能力。

【ヤングアダルト】

中高生を中心とする 12 歳から 18 歳ぐらいまでの児童と成人の中間に位置する年齢層のこと。

【郵送貸出】

図書館への来館が困難な利用者に対して図書の貸出・返却を、郵送によって行うこと。

【読み上げ冊数】

児童生徒の読書状況を調査する際に用いる用語で、学校内外を問わずに 1 か月間で読んだ本の冊数のことを言う。

【読み聞かせボランティア】

読書ボランティアの中で、読み聞かせ活動に主体をおいたボランティアのこと。

【録音図書】

視覚障がいのある方にも読書に親しんでもらうため、書籍のテキストを音訳して CD 等のメディアに録音したもの。

《資料編》

福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

（設置目的）

第1条 子どもの読書活動の推進、充実及び環境整備を図ることを目的に、教育委員会が「福岡市子ども読書活動推進計画（第4次）（以下「第4次計画」という。）」を策定するにあたり、幅広い視点からの意見を聴取し、もって計画策定に資するため、福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会（以下「策定検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定検討委員会は、教育長の求めにより教育委員会が策定する第4次計画の策定段階に応じ次の事項について意見を述べる。

- （1）第4次計画案に関すること。
- （2）その他子どもの読書活動に関すること。

（策定検討委員会の組織）

第3条 策定検討委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の互選により、委員長及び副委員長をおく。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 委員の任期は、第4次計画の策定が終了するまでとする。

（会議の招集）

第4条 策定検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

（会議の公開）

第5条 会議は原則としてこれを公開する。ただし、委員長が、会議における審議の内容が福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであると認めるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りではない。

（設置期間）

第6条 策定検討委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から第4次計画の策定が終了するまでとする。

（事務局）

第7条 策定検討委員会の事務局は、教育委員会指導部小学校教育課に置くものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。

福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員名簿

(敬称略)

分 野	所属・役職	氏 名
学識経験者	佐賀女子短期大学 名誉教授	白 根 恵 子
メディア関係者	NPO 法人 子どもとメディア 常務理事	三 宅 玲 子
学校図書館関係者	小学校図書館教育研究委員会 会長 (玄洋小学校 校長)	木 下 博 子
	中学校図書館教育研究会 会長 (和白中学校 校長)	増 田 瑞 穂
	特別支援学校 (生の松原特別支援学校 校長)	釘 宮 正 次
	高等学校 (博多工業高等学校 校長)	藤 菊 英
	司書教諭 (席田中学校 司書教諭)	山 野 美 菜 子
	学校司書 (有田小学校、大原小学校、小田部小学校、福重小学校)	仲 西 美 樹
家庭教育関係者	福岡市 PTA 協議会 副会長	蒲 池 貴 子
ボランティア活動者	ブックスタートボランティア	原 田 久 美 子
	学校図書館ボランティア (福岡市学校図書館 読み聞かせボランティアネットワーク 代表)	上 村 篤 子
	図書館おはなしボランティア (福岡おはなしの会 代表)	西 聡 子
	地域文庫活動者 (プーさん文庫 代表)	小 野 な が 子
図書館関係者	図書館司書 (総合図書館読書相談員)	重 村 さ や か
コミュニティ関係者	公民館長 (入部公民館 館長)	渡 邊 富 美 子
書店組合	書店組合代表 (福岡県書店商業組合 理事長)	安 永 寛
私立幼稚園・保育園	幼稚園園長 (福岡市私立幼稚園連盟 研究委員長・ 原幼稚園 園長)	高 木 寿 子
	保育園園長 (福岡市保育協会 副会長・みとま保育園 園長)	荒 川 英 子

福岡市子ども読書活動推進計画（第４次）策定の経過

月 日	内 容
平成 13 年 12 月 12 日	子どもの読書活動の推進に関する法律 施行
平成 14 年 8 月 2 日	子どもの読書活動に関する基本的な計画 策定
平成 16 年 2 月	福岡県子ども読書活動推進計画 策定
平成 17 年 3 月	福岡市子ども読書活動推進計画 策定
平成 20 年 3 月	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）策定
6 月 6 日	国民読書年に関する決議
平成 22 年 3 月	福岡県子ども読書活動推進計画（改訂版） 策定
平成 23 年 5 月	福岡市子ども読書活動推進計画（第 2 次） 策定
平成 29 年 3 月	福岡市子ども読書活動推進計画（第 3 次） 策定
令和 3 年 10 月～11 月	子どもの読書活動に関する意識調査及び読書活動団体実態調査実施
令和 4 年 5 月 18 日	第 1 回福岡市子ども読書活動推進計画関係課会議開催
令和 4 年 7 月 13 日	第 2 回福岡市子ども読書活動推進計画関係課会議開催
令和 4 年 7 月 27 日	第 1 回福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会開催
令和 4 年 10 月 5 日	第 3 回福岡市子ども読書活動推進計画関係課会議開催
令和 4 年 10 月 28 日	第 2 回福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会開催
令和 4 年 12 月 22 日	福岡市子ども読書活動推進計画（第 4 次）素案 パブリック・コメント（市民からの意見募集）手続き開始
令和 5 年 1 月 23 日	福岡市子ども読書活動推進計画（第 4 次）素案 パブリック・コメント（市民からの意見募集）手続き終了
令和 5 年 2 月●日	第 4 回福岡市子ども読書活動推進計画関係課会議開催
令和 5 年 2 月●日	第 3 回福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会開催
令和 5 年 3 月	福岡市子ども読書活動推進計画（第 4 次）策定

国民読書年に関する決議（平成20年6月6日）

＜衆議院本会議＞

国民読書年に関する決議（第一六九回国会、決議第二号）

文字・活字は人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受けつぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、われわれの重要な責務である。

しかしながら、我が国においては近年、年齢や性別、職業等を越えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我が国の国会はこうした危機意識から、平成十一年（西暦一九九九年）に「子ども読書年に関する決議」を衆参両院で採択、平成十三年（西暦二〇〇一年）には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、さらに平成十七年（西暦二〇〇五年）には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を政府とともに進めてきた。学校における「朝の読書運動」の急速な浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書グループの活性化など、国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興などはその効果の顕著な例である。

こうした気運の一層の発展をめざし、われわれは「文字・活字文化振興法」の制定から五年目の平成二十二年（西暦二〇一〇年）を新たに「国民読書年」と定め、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

＜参議院本会議＞

国民読書年に関する決議

文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穡で深遠な知的遺産を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。

しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我々はこの事実を深刻なものと受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。一九九九年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、二〇〇一年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに二〇〇五年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに呼応して「朝の十分間読書運動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。

この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、二〇一〇年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報

告するとともに、公表しなければならない。

- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
 - 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなくてはならない。

(財政上の措置等)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

福岡市子ども読書活動推進計画（第４次）

発 行／令和５年３月

編集・発行／福岡市教育委員会指導部小学校教育課

所 在 地／〒810-8621 福岡市中央区天神１丁目８番１号

電 話／092-711-4824

F A X／092-733-5780

目 標	家 庭 ・ 地 域		学 校		図 書 館	
	方向性	具体的施策	方向性	具体的施策	方向性	具体的施策
1 自分から読書に親しめる環境づくり	・◎市の施設等の環境整備の充実	○公民館における子どもの読書環境の充実 ○保育所等における子どもの興味、関心を高める環境づくり ○様々な施設等における図書環境の充実	・◎学校図書館の環境整備の充実	○図書の適正な配備と管理の充実	・図書館の環境整備の充実	○児童図書、児童研究資料等の収集、提供
	・★市の施設等における図書に関する事業等の周知	○チラシやSNS等による企画や図書の紹介	・読書に関する情報の発信	○子どもの読書活動推進に関する情報の提供	・◎★読書に関する情報の発信	○図書館利用の啓発
	・障がい等のある子どものニーズに合った読書環境の充実	○障がい児通所支援施設等における子どもの読書環境の充実 ○点字図書館に関する事業等の発信	・◎★障がい等のある子どものニーズに合った読書環境の充実	○特別支援学校など多様な学びの場における読書活動及び環境の充実	・障がい等のある子どものニーズに合った読書環境の充実	○保護者への情報発信 ○図書館情報誌等の発行
2 自分から読書に親しめる機会づくり	・★乳幼児期から大人と一緒に本とふれあう機会づくり	○ブックスタート事業の推進 ○子どもプラザにおける子どもの読書活動の推進 ○保育所における子どもの読書活動の推進	・子どもの読書活動の実態の把握	○学校教育における読書活動の実態の把握	・★大人も子どもも楽しめる読書に親しむ機会づくり	◇絵本月間（12月）の実施など子どもを中心にした図書館催事の充実
	・家庭で親子が読書を楽しむ機会づくり	○保護者への読み聞かせの重要性についての啓発 ○親子で絵本に親しめる機会の提供	・◎★読書を楽しむ、楽しさを共有する、楽しみ方を知る機会づくり	○学校図書館を活用した教科との関連を図る取組み等の充実	・子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会づくり	○子どもと本をつなぐ機会の充実（おはなし会や講座等の開催） ○ヤングアダルト等への読書サービスの充実
	・大人も子どもも楽しめる読書に親しむ機会づくり	○子どもが本に触れる機会の充実	・子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会づくり	○学校における読書活動の推進	・障がい等のある子どもが読書に親しむ機会づくり	○障がい等のある子どもと本をつなぐ機会の充実
	◇障がい等のある子どもが読書に親しむ機会づくり	◇障がいのある子どもへの読み聞かせの充実 ◇日本語を母国語としない子どもも楽しめる読み聞かせの機会の提供	・◎障がい等のある子どもが読書に親しむ機会づくり	○障がい等のある子どもの本と出会う機会の充実		
3 子どもの読書活動を支える人材づくり	・読書活動に関わる人材の育成	○アジア美術館における読書ボランティアの育成	・★子ども読書リーダーの育成	○総合図書館との連携による子ども読書リーダーの育成	・★さらなる講座の充実	○スタンダード文庫を活用した人材の育成 ○公民館や地域文庫活動への支援となる読書ボランティアの育成
	・★地域の読書活動に関わる人材への活動の支援	○保育所における関係機関・地域ボランティアとの連携による活動の場の提供	・教員や学校司書の研修の充実	○学校司書の効果検証 ○読書活動推進を図る研修の充実	・◎読書活動に関わる人材への活動の支援	○地域における読書ボランティアの活動の支援
					・◎子ども読書リーダーの育成	○学校教育における読書活動推進の支援
4 子どもの読書活動を支えるしくみづくり	方向性		具体的施策			
	◇★家庭、地域、学校、図書館等が連携し課題解決を図るためのICTを活用した体制の強化		○子ども読書関係団体との連携の推進 ◇家庭、地域、学校、図書館等の連携の推進 ○情報通信手段の活用			
	・◎共読の推進		○「福岡市子どもと本の日」と「共読」の推進			
	・◎学校図書館支援センター、学校図書館及び図書館との連携の充実		○学校図書館支援センター等の利用の促進			
	・◎子どもと本とメディアのよい関係づくり		○読書活動とメディアの関係づくり ○メディアリテラシー教育の推進			

計画の推進体制

1. 子ども読書活動を推進するための体制を強化

「子ども読書活動推進会議」において、積極的に課題解決を図るための協議を行います。

2. 関連機関等との連携

関係行政機関との連携に加え、事業者とも幅広く連携・協力します。

3.地域ボランティア等との共働

地域で活動している多くのボランティアと共働します。

数値目標

＊ 読書が好きな子どもの割合・・・90%以上

＊ 1か月に本を1冊以上読む子どもの割合・・・5%増

